

# 第 I 部 総論



# 地域共生社会推進プランの全体像

## 1 策定の趣旨

- 本市では、「第三次君津市地域福祉計画」をはじめ、高齢者、障害者、子どもなど各分野における計画に基づき、生活上の困難を抱える方に対し、福祉サービスを提供してきました。
- 少子高齢化の更なる進行、感染症の流行、物価高騰など、社会環境が大きく変化し、全国的に「老老介護」、「地域での孤立」、「子育て世帯の貧困」など、複雑化・多様化する課題が顕在化しています。
- 急速な人口減少や、単身高齢者世帯の増加などにより、人とのつながりが希薄化し、地域での活気が失われ、地域福祉の担い手が不足することが懸念されています。
- これらの課題に対応していくためには、地域の社会資源を最大限に活かしながら、住民や地域の関係者が協力し、互いに支えあっていく必要があります。また、活気ある地域社会のためには、「子ども」が明るく元気に地域生活を送っていることが重要です。
- 今後の人口減少社会を見据え、地域住民、事業者、行政など、様々な主体が連携し、地域生活課題を解決していくことができるよう「君津市地域共生社会推進プラン(地域福祉計画、成年後見制度利用促進計画、高齢者保健福祉計画、障害者基本計画)」を策定し、推進することで、すべての方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「君津型地域共生社会」の実現を目指します。

## 2 策定における基本的な考え方

### (1) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。



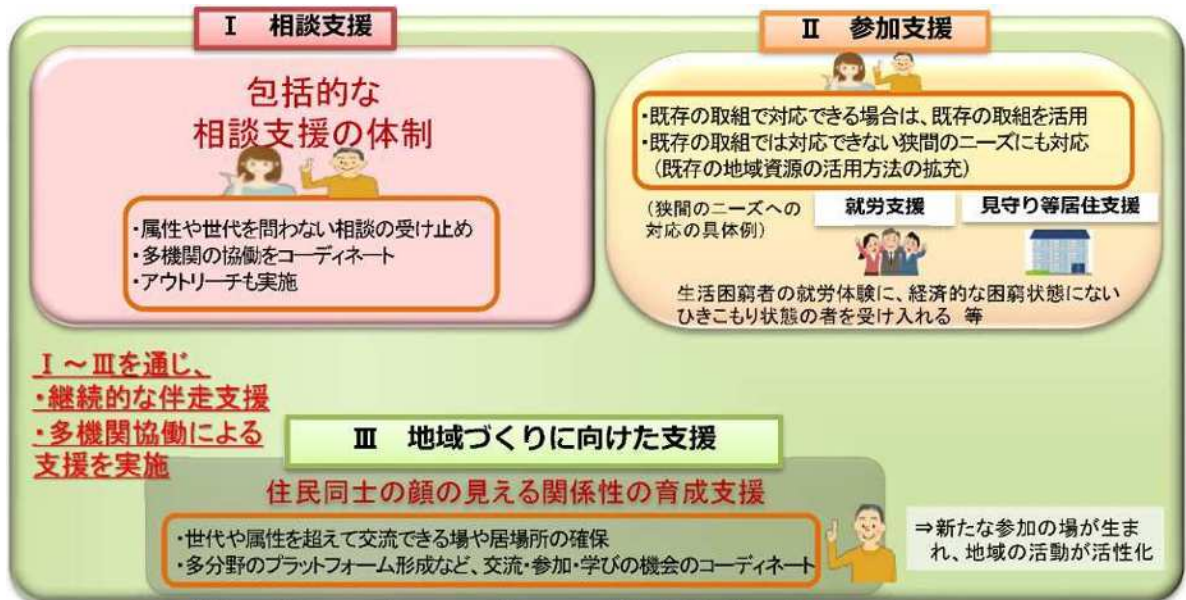
資料：厚生労働省社会・援護局

## (2) 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの観点から、令和2年6月の社会福祉法改正により創設されました。

この事業は、高齢、障害、子ども、生活困窮といった制度の縦割りを解消し、これまで分野ごとに実施していた、相談・地域づくり事業に市全体で取り組むため、①「属性を問わない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とした包括的な支援体制の構築を目的とするものです。

本市では、地域住民が抱える課題の複雑化・複合化への対応や、社会的孤立の発生・深刻化の防止等をめざし、重層的支援体制を整備し、推進します。



資料：厚生労働省社会・援護局

### (3) SDGsの推進

#### ① SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015 (平成 27) 年の国連サミットで採択された国際目標です。

SDGsは、全ての国々、人々を対象としており、2030 (令和 12) 年までに持続可能な世界を実現するための 17 のゴール (取組分野別の大きな方向性を示したもの) と 169 のターゲット (より詳細な取組の方向性を示したもの) で構成されます。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、全ての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本プランにおいても、包含する各計画の施策や事業を推進することにより、SDGsの目標達成に貢献していきます。



## ② SDGsと各計画の関連性

SDGsと各計画の関連性を示しています。

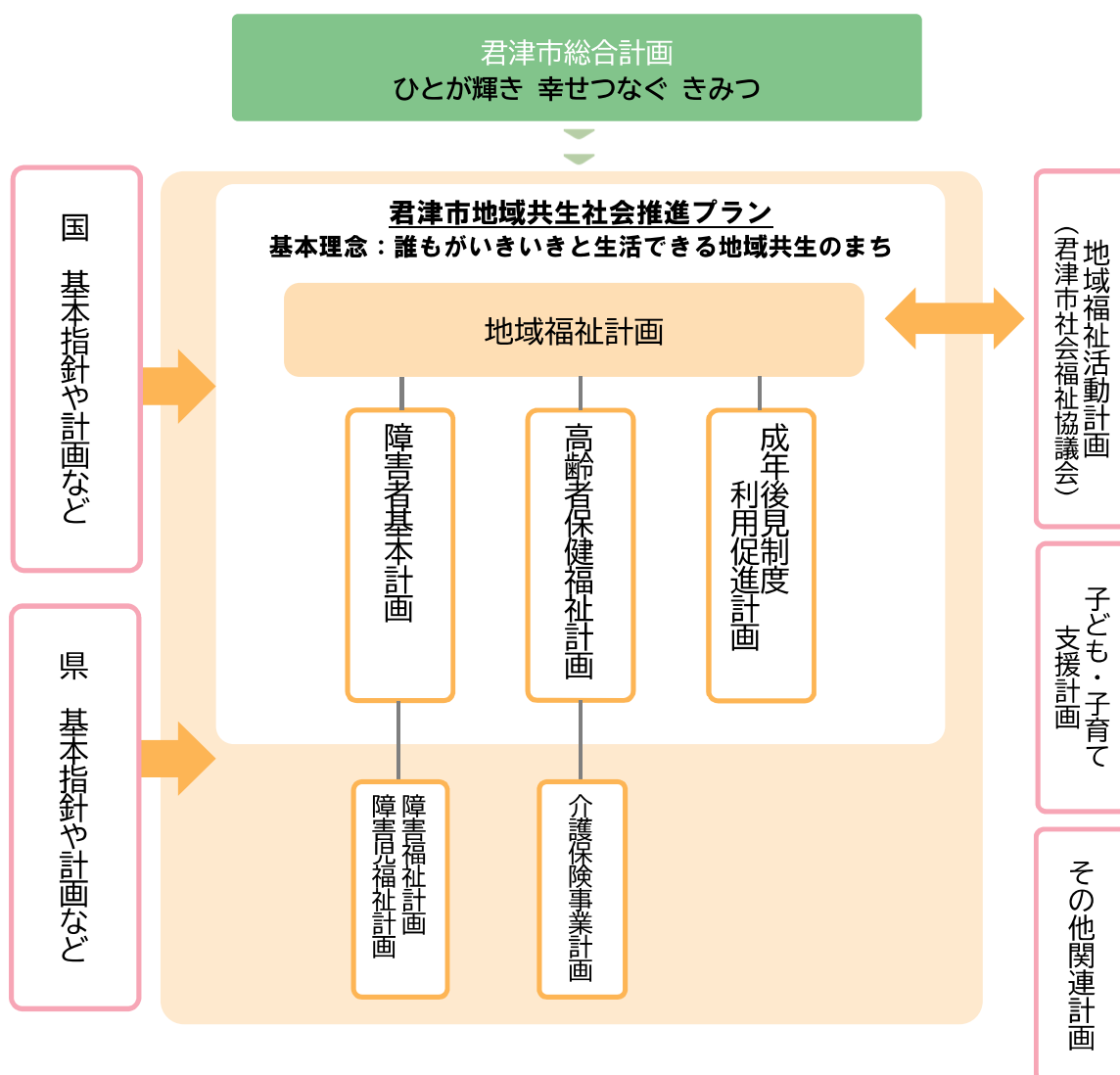
SDGs 17のゴール			対応する計画
	貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	地域福祉計画 高齢者保健福祉計画
	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	地域福祉計画
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	地域福祉計画 成年後見制度利用促進計画 高齢者保健福祉計画 障害者基本計画
	質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	地域福祉計画 障害者基本計画
	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	障害者基本計画
	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国家間の不平等を是正する	地域福祉計画 成年後見制度利用促進計画 障害者基本計画
	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する	地域福祉計画 成年後見制度利用促進計画 高齢者保健福祉計画 障害者基本計画
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	地域福祉計画 成年後見制度利用促進計画 高齢者保健福祉計画 障害者基本計画

### 3 各計画の位置づけ

本プランは、本市の福祉施策を推進するための基本となる計画であり、以下の行政計画を包含する内容となっています。

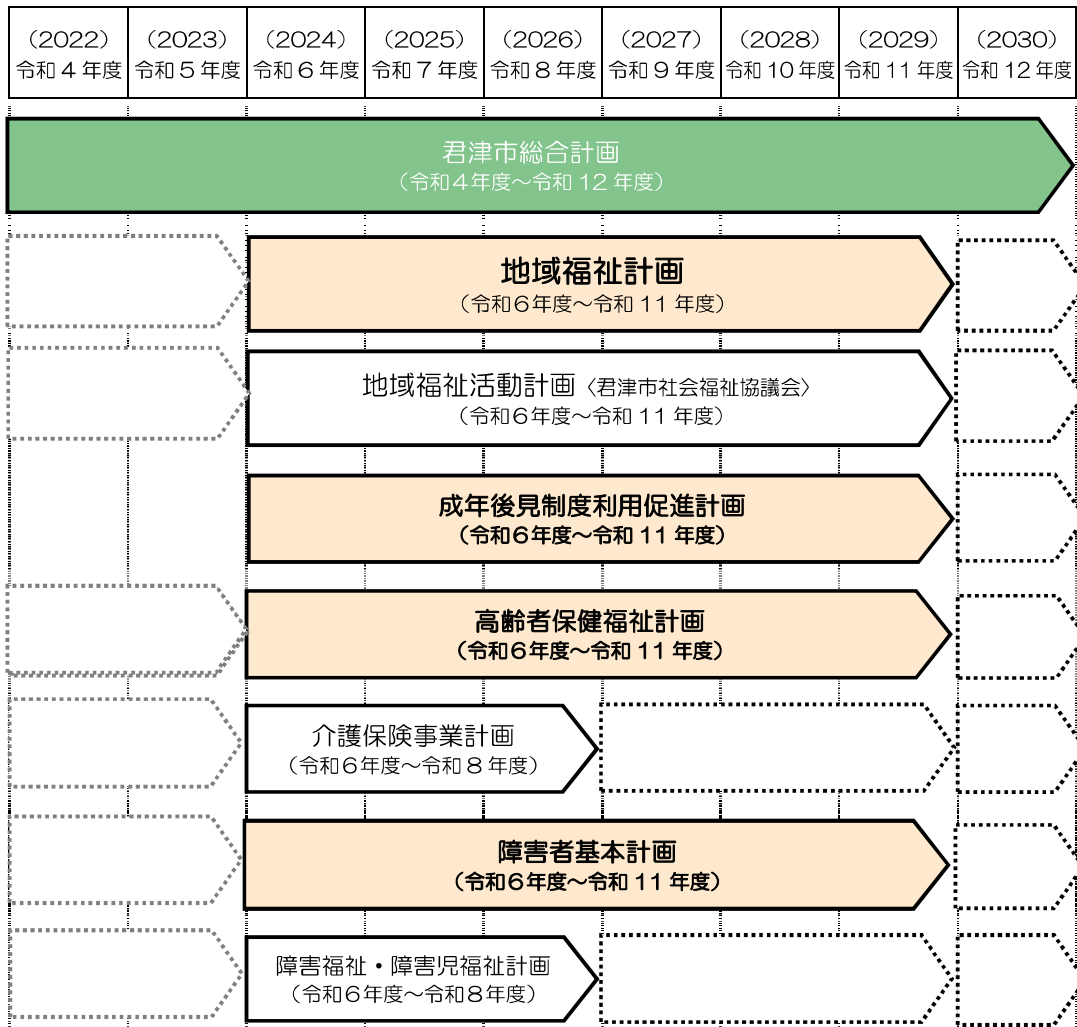
法律に基づく計画名	根拠法令	本プランにおける計画名
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉計画
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項	成年後見制度利用促進計画
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	高齢者保健福祉計画
障害者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障害者基本計画

また、本プランは、君津市総合計画を上位計画とし、関連計画等との整合・連携を図ります。



## 4 各計画の期間

各計画は令和6年度から令和11年度までの6年を計画期間とします。





## 5 計画の策定にあたって

### (1) 市民等のニーズの把握

福祉に関する課題やニーズ調査のため、分野ごとのアンケート調査を実施し、意見や課題を各計画に反映させています。

#### ■ アンケート調査実施概要

	地域福祉計画	障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
対象者	・16歳以上の市民 ・福祉関係事業所	・障害者手帳所持者 ・18歳以上の市民 ・サービス提供事業者	・65歳以上の市民とその家族 ・介護サービス事業者
調査時期	令和5年1月	令和5年1月	令和5年2月
調査方法	郵送配付・郵送回収及びインターネット回答	郵送配付・郵送回収及びインターネット回答	郵送配布・郵送回収
回収状況	市民意識調査 899通/2,000通：45.0% 事業所調査 21通/43通：48.8%	障害者手帳所持者 1,200通/1,800通：66.7% 18歳以上の市民 275通/500通：55.0% サービス提供事業者 31通/58通：53.4%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 2,360通/3,500通：67.4% 在宅介護実態調査 419通/600通：69.8% 在宅生活改善調査 20通/32通：62.5% 居所変更実態調査 17通/32通：53.1% 介護人材実態調査 50通/120通：41.7%

### (2) 地区懇談会の実施

本プランを策定するにあたり、地域福祉に関わる市民による「第四次君津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けた地区懇談会」を開催しました。

#### ■ 懇談会の概要

地区	日時	会場
小系	令和5年5月9日(火)	小系公民館
上総	〃 5月11日(木)	上総地域交流センター
小櫃	〃 5月12日(金)	小櫃公民館
君津東	〃 5月14日(日)	八重原公民館
清和	〃 5月18日(木)	清和公民館
君津西	〃 5月19日(金)	周西公民館
君津南	〃 5月27日(土)	保健福祉センター
君津中	〃 5月29日(月)	保健福祉センター

### (3) 各分野の会議体による協議

本プランを策定するにあたり、各分野ごとの会議体による協議を行い、各委員の専門的な見地から、計画の方向性や内容について意見・提言を受け、その意見を計画に反映させています。

### (4) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く住民の意見を募り、計画へ反映するためパブリックコメントを実施しました。

実施期間：令和5年12月19日から令和6年1月17日まで

意見数：2件（提出者数 2人）



## 計画の基本理念

「君津市地域共生社会推進プラン」における各計画の基本理念は、本市で実現すべき「君津型地域共生社会」の将来像として、次のとおり定めます。

### 誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち

#### 将来の姿

- 地域におけるつながりが強く、「おたがいさま」の気持ちで、みんなが地域福祉の担い手となり、ともに支えあっている、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
- 多くの人たちが、地域の様々な活動に参加して、身近な場所で運動できる機会が充実するなど、健康で笑顔にあふれているまち
- 誰もが活躍できる場所があり、一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活を楽しんでいるまち





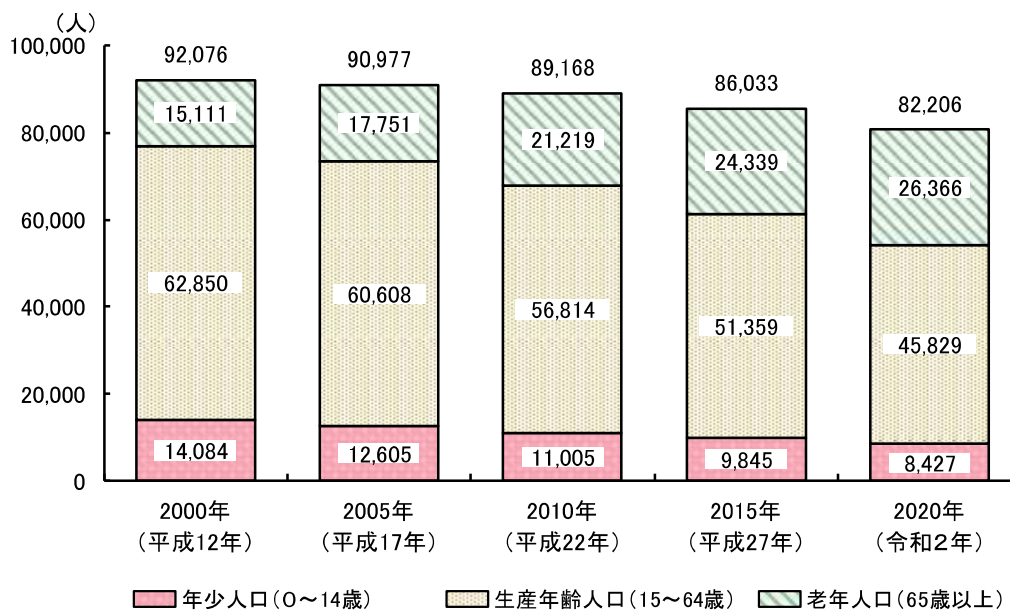
## 第3章 君津市の現状

### 1 人口の推移

国勢調査による本市の人口は、2000年（平成12年）以降減少を続け、2020年（令和2年）10月1日現在82,206人となっています。

年齢3区分別の人口は、2020年（令和2年）10月1日現在、年少人口（0～14歳）8,427人（構成比10.3%）、生産年齢人口（15～64歳）45,829人（同55.7%）、老年人口（65歳以上）26,366人（同32.1%）であり、近年は、年少人口と生産年齢人口が大きく減少し、老年人口が大きく増加しています。

年齢3区分別人口の推移



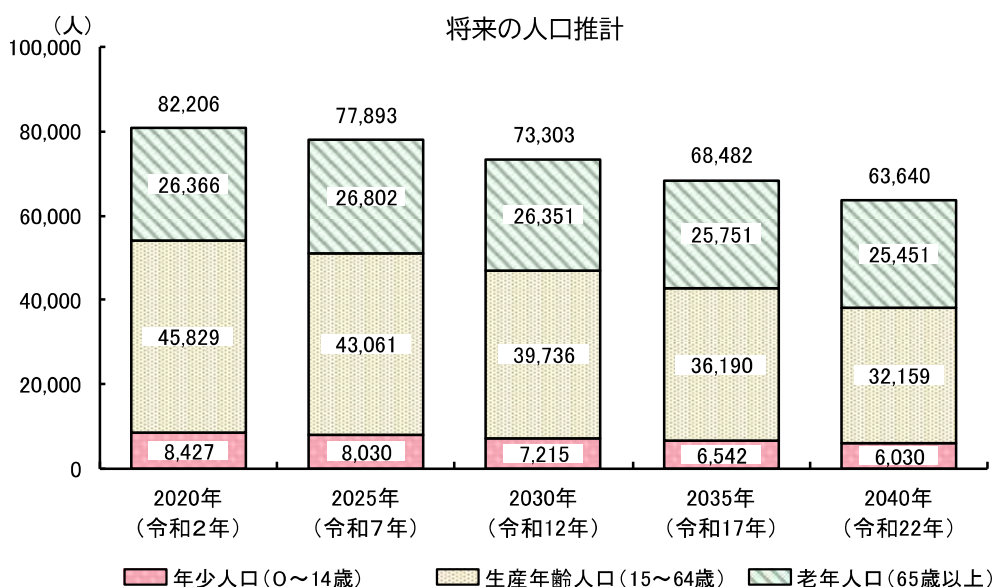
資料：国勢調査  
※総人口は年齢不詳含む

## 2 将来の人口推計

本市の人口は、今後、約20年間減少を続け、2040年（令和22年）には63,640人と予想されます。

年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口及び年少人口は、減少傾向となります。

また、老年人口は2025年（令和7年）まで増加し、全体に対する比率は年々大きくなると見込まれます。

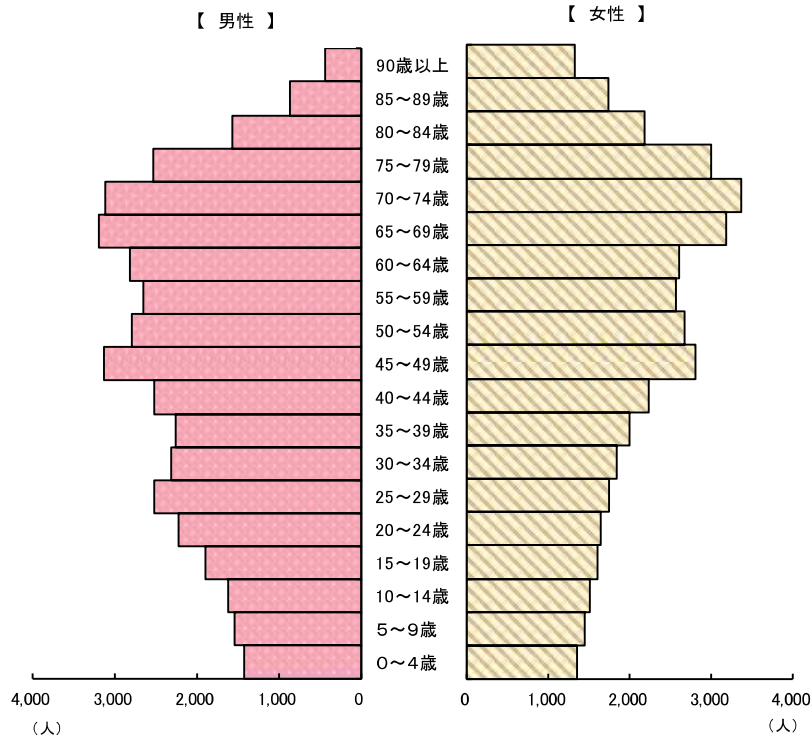


		実績	推計			
		2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
実数 (人)	総数	82,206	77,893	73,303	68,482	63,640
	老年人口	26,366	26,802	26,351	25,751	25,451
	生産年齢人口	45,829	43,061	39,736	36,190	32,159
	年少人口	8,427	8,030	7,215	6,542	6,030
比率	老年人口	32.1%	34.4%	35.9%	37.6%	40.0%
	生産年齢人口	55.7%	55.3%	54.2%	52.8%	50.5%
	年少人口	10.3%	10.3%	9.8%	9.6%	9.5%

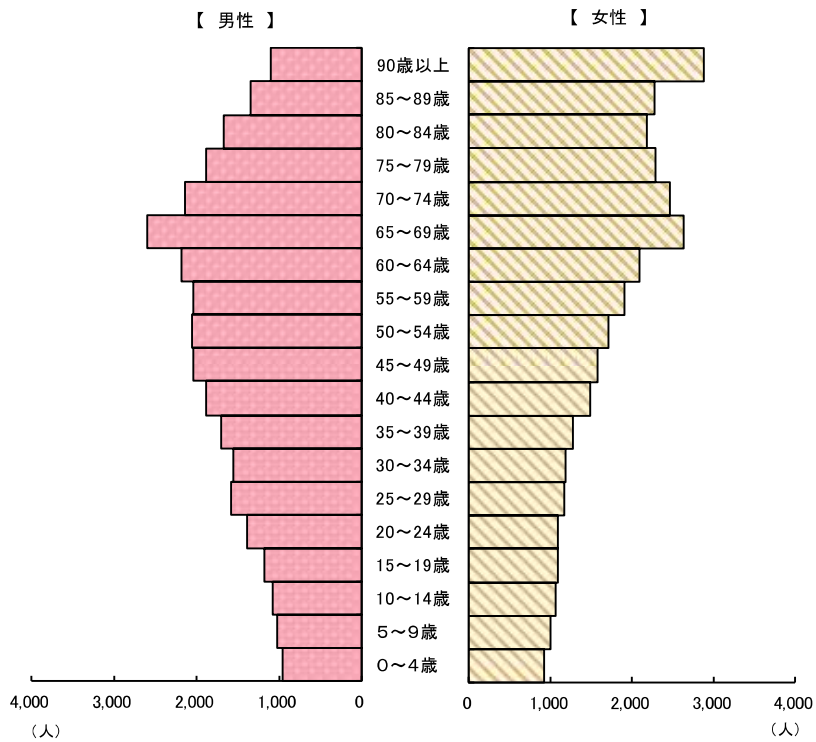
資料：2020年（令和2年）は国勢調査、2025年（令和7年）以降はまち・ひと・しごと創生本部提供資料に基づいた推計（国立社会保障・人口問題研究所推計準拠）

5歳階級別割合のピラミッド（2020年（令和2年）と2040年（令和22年）の比較）

人口ピラミッド（2020年（令和2年））



人口ピラミッド（2040年（令和22年））

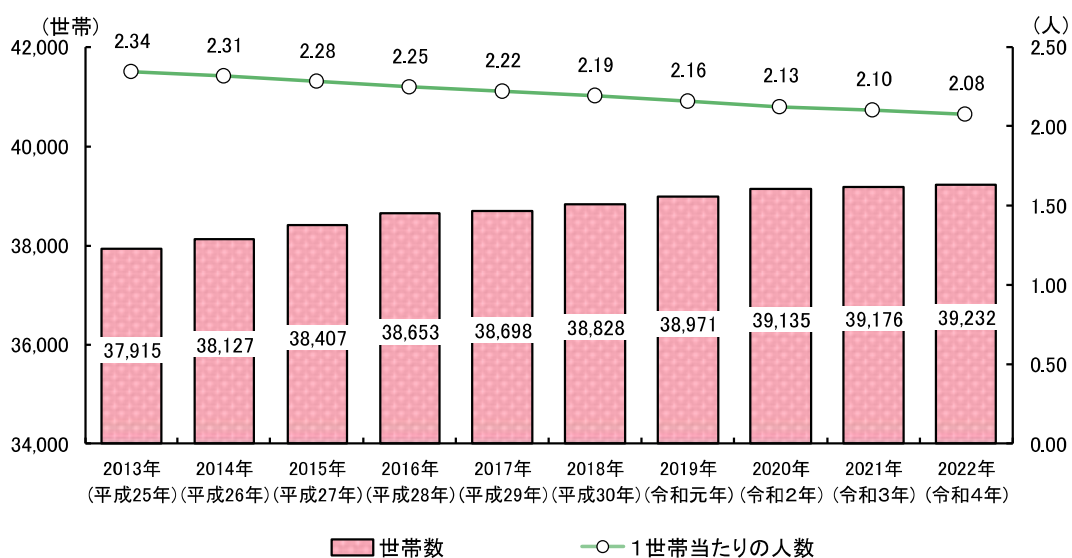


### 3 世帯の推移

住民基本台帳による本市の世帯数は、2013年（平成25年）以降増加を続け、2022年（令和4年）10月1日現在39,232世帯まで増加しています。

1世帯当たりの人数については、高齢者の単身世帯や核家族の増加等により、2013年（平成25年）以降減少が続いており、2022年（令和4年）には2.08人となっています。

世帯数と1世帯当たりの人数の推移

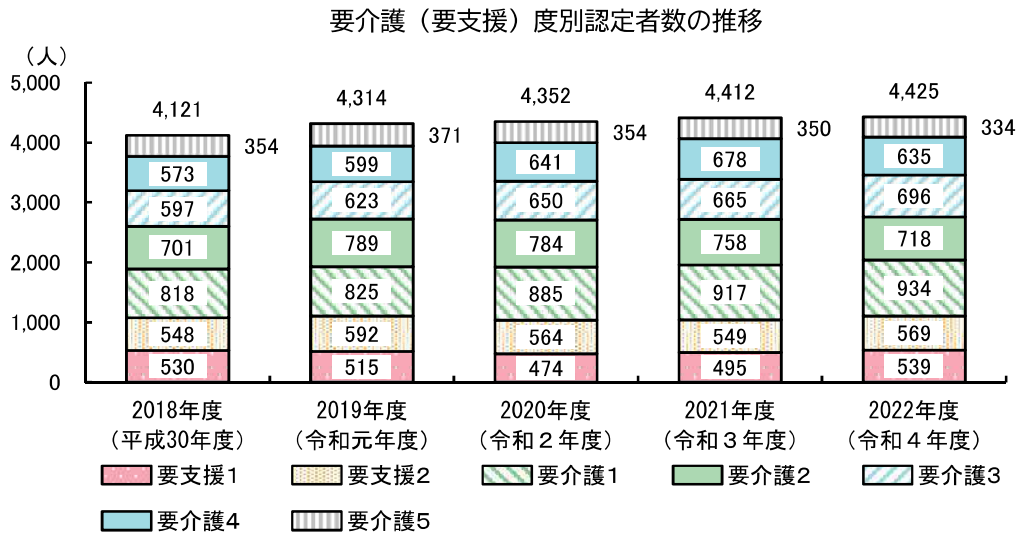


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## 4 支援を必要とする人とボランティア団体

### (1) 要介護（要支援）度別認定者数（第1号被保険者）

本市の要介護（要支援）度別認定者数（第1号被保険者）は、増加しています。特に、要介護1は、2022年度（令和4年度）には934人になっており、2018年度（平成30年度）の818人から、116人増加しています。



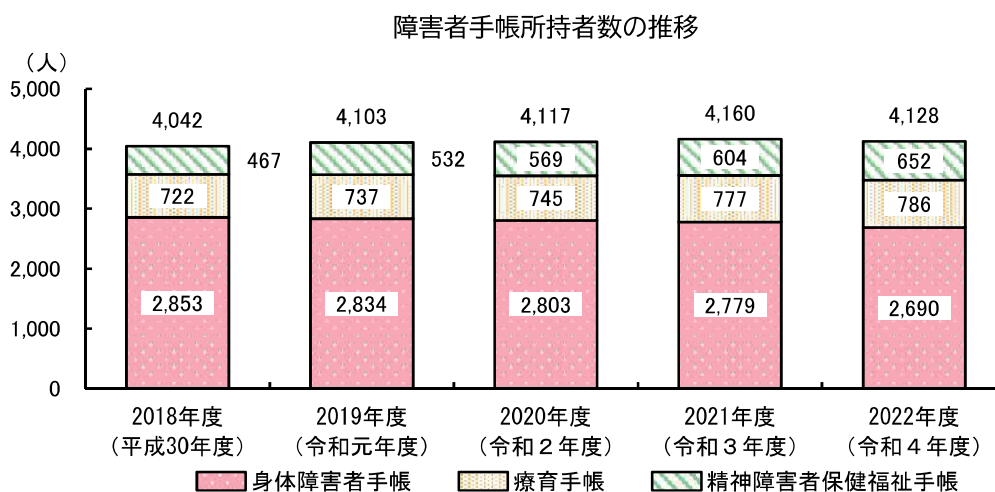
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

2018年度（平成30年度）～2021年度（令和3年度）は、各年度末現在  
2022年度（令和4年度）は3月末時点



## (2) 障害者手帳所持者数

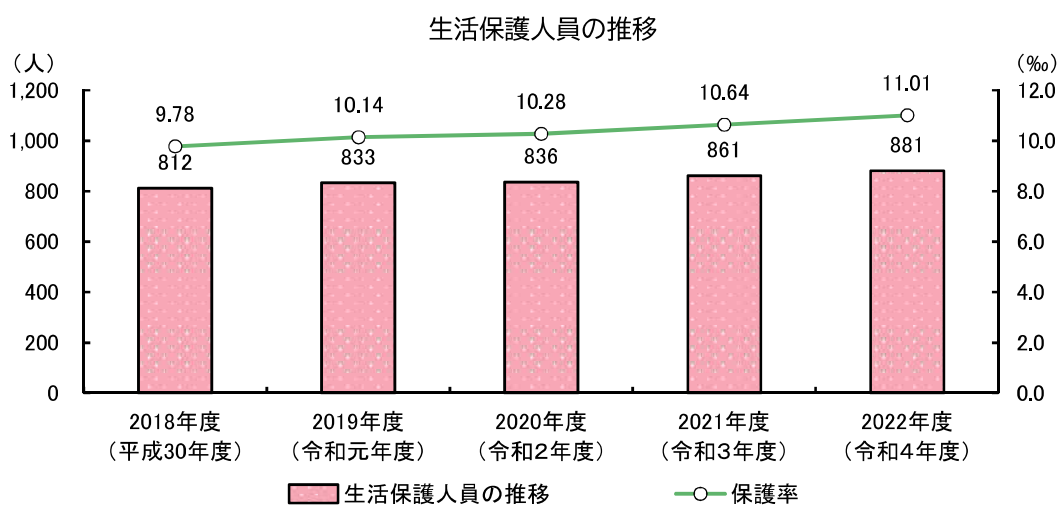
本市の障害者手帳所持者数は、2018年度（平成30年度）から2021年度（令和3年度）にかけて増加した後、2022年度（令和4年度）は減少し、4,128人となっていますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向となっています。いずれの年度の所持者数も、身体障害者手帳が最も多く、次いで療育手帳、精神障害者保健福祉手帳となっています。



資料：障がい福祉課 各年度末現在

## (3) 生活保護人員

本市の生活保護人員は、増加しています。保護率も増加し、2018年度（平成30年度）の9.78‰から、2022年度（令和4年度）には、11.01‰となっています。

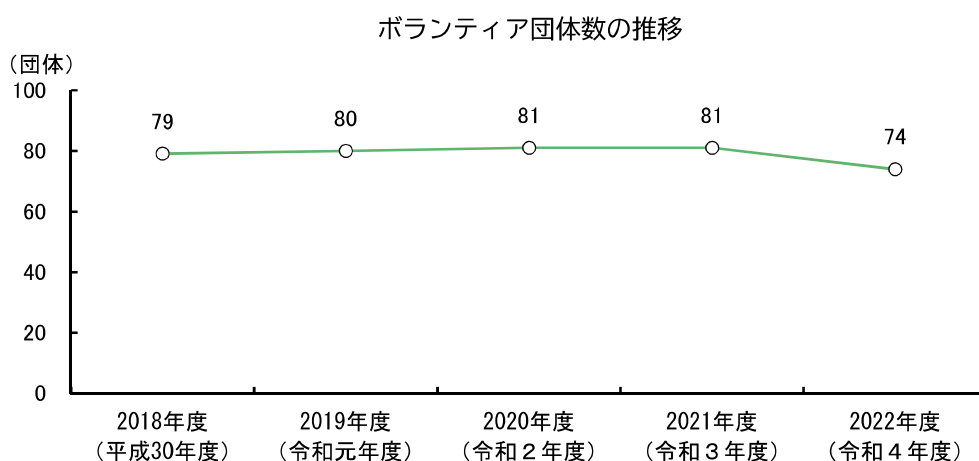


※「‰」とは千分率を表し、住民千人当たりの割合を示しています。

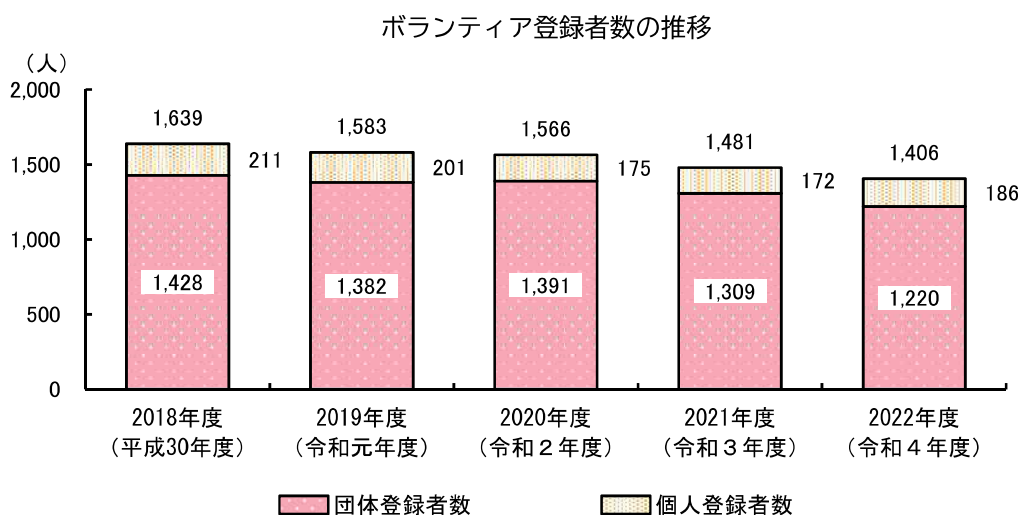
資料：厚生課 各年度末現在

#### (4) ボランティア団体数・登録者の推移

本市では、2022年度（令和4年度）末現在、君津市ボランティアセンターに登録し、ボランティア活動を行っている団体が74団体あり、各団体の構成員の合計は1,220人です。また、個人でボランティアに登録している方は186人おり、ボランティアセンター登録人数の合計は1,406人となっています。各団体ではボランティアセンターを中心として、高齢者・障がいのある人・子育て世帯への支援、環境美化活動、災害支援等のさまざまな活動を行っています。



資料：厚生課 各年度末現在



資料：厚生課 各年度末現在



## 第4章 推進体制

### 1 計画の普及・啓発活動

市の地域福祉の方針について、担い手となる市民、地域、事業者、関係団体の理解を得るため、市の広報やホームページによる多様なPRと、あらゆる機会を通じ、本計画の周知を図ります。

### 2 進行管理

PDCAサイクルの考え方に基づく本プランに包含する各計画の進行管理は、市が設置する多様な会議体において進めます。

毎年度、各計画の進捗管理を行い、その結果を基に、各会議の場において進捗状況の評価と次年度以降の改善策を検討します。

